

# 海の京都DMOクレジットカード 加盟店登録のご案内

海の京都DMOがクレジットカード会社と加盟店契約を締結し、海の京都エリア内の各観光協会の会員事業所様を店子加盟店として登録することで、クレジットカード・電子マネーでのキャッシュレス決済がご利用いただける制度を開始しました。

## 【登録対象】

- ①海の京都エリア内で宿泊業・飲食業・物販業等の観光関連事業を営業していること。
- ②海の京都DMO地域本部（観光協会）の会員で、地域本部（観光協会）の推薦があること。
- ③クレジットカード等のキャッシュレス決済を取り扱っていない（導入していない）こと。

## 【利用できる決済種類】

### ①クレジットカード

VISA、Master、DC、MUFG、NICOS、JCB、Diners、American Express、DISCOVER、銀聯

### ②電子マネー

交通系電子マネー（Pitapa 除く）、iD、QUICKPay、Edy、WAON、nanaco

※世界標準の電子マネーNFC は別途専用カードリーダーが必要

（Mastercard コンタクトレス、Visa payWave、ApplePay）

### ③デビットカード

J-Debit

※電子マネー、デビットカードはオプションとなります。

## 【決済手数料率・諸費用】

### ①決済手数料率

3.0% 但し、JCB、Diners、American Express、DISCOVER は 3.6%

### ②決済用端末利用に係る諸費用

裏面参照

### ③登録手数料

新規登録時 3,000 円（消費税別）

2 店舗目以降 2,000 円（消費税別）

## 【決済用端末】

カード会社が貸与

## 《問い合わせ先》

海の京都DMO総合企画局 ☎0772-68-5055 e-mail: [info@uminokyoto.jp](mailto:info@uminokyoto.jp)

天橋立観光協会 ☎0772-22-8030 綾部市観光協会 ☎0773-42-9550 伊根町観光協会 ☎0772-32-0277

京丹後市観光協会 ☎0772-62-6300 福知山観光協会 ☎0773-22-2228 舞鶴観光協会 ☎0773-77-5900

与謝野町観光協会 ☎0772-43-0155

【決済端末利用に係る諸費用】

(消費税別)

決済種類	端末利用基本料／月額		電子マネー 初期登録料
クレジットカード（銀聯含む）	300円		—
クレジットカードDCC（他通貨決済）サービス	—		—
電子マネー基本料（交通系マネーを含む）	500円		2,000円
iD	※150円	2つ同時の場合 200円	1,000円
QUICPay	※150円		1,000円
楽天Edy	200円		2,000円
WAON	200円		2,000円
nanaco	200円		2,000円
デビットカード	100円		—

(注) ①電子マネー・デビットカードはオプションです。

(注) ②電子マネー決済をご利用の場合、ネット回線は「光回線」が必要です。

(注) ③決済用端末で使用するロール紙は加盟店様のご負担となります。

【ご参考】決済種類の組み合わせ別の諸費用例（消費税別）

決済種類の組み合わせ	端末利用基本料／月額	電子マネー 初期登録料
クレジットカード（銀聯含む）+DCCサービス	300円	—
上記+電子マネー（交通系マネーのみ）	800円	2,000円
上記+楽天Edy	1,000円	4,000円
上記+WAON	1,200円	6,000円

(様式1)

年 月 日

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社  
社 長 大 同 一 生 様

所 在 地  
事業者 (法人) 名  
代表者 (職・氏名)

印

海の京都DMOクレジットカード店子加盟店登録申込書

私 (当社) は、海の京都DMOクレジットカード店子加盟店登録要領に基づき、裏面の「海の京都DMOクレジットカード決済店子加盟店特約」を承認のうえ、下記のとおり登録を申込みます。

記

【登録申込者】

(フリガナ) 事業者名 (法人名)					
(フリガナ) 住 所	〒				
(フリガナ) 代表者名		(フリガナ) 担当者			
電話番号・FAX	☎	FAX			
E-mail					
(英語表記) (フリガナ) 店舗名			業種・取扱商品	営業時間	
(フリガナ) 店舗所在地	〒				
電話番号・FAX	☎	FAX			
開店日	年 月 日	資本金	百万円	従業員数	人
振込先口座	金融機関名：京都北都信用金庫				支店
	フリガナ 口座名義：				
	普通・当座 口座番号 [ ]				

(地域本部記入欄)

<p>上記事業者は当地域本部の会員であり、海の京都DMOクレジットカード店子加盟店として推薦します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(地域本部名)</p> <p style="text-align: right;">印</p>
---

※ 本申込書受理後、カード会社登録用の加盟店申込書類を送付します。

## 海の京都DMOクレジットカード決済店子加盟店特約

私（当社）（以下「店子加盟店」という）は、海の京都DMOクレジットカード決済店子加盟店特約（以下「本特約」という）を承認のうえ、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（以下「海の京都DMO」という）がクレジットカード会社と契約する包括代理加盟店契約（以下「包括契約」という）に基づく店子加盟店への登録を申し込みます。

1. 店子加盟店は、海の京都DMOに対して、包括契約に定める加盟店契約に関連する一切の取引（以下「委託業務」という）を行うことについての包括的な代理権（以下「包括代理権」という）を付与するものとする。
2. 店子加盟店は、包括契約に基づきクレジットカード会社が店子加盟店に対して支払う債権買取代金の代理受領権限を海の京都DMOに付与するものとし、クレジットカード会社が海の京都DMOの指定する金融機関口座に、海の京都DMOが包括代理権を有する他の店子加盟店（以下「他加盟店」という）に対する債権買取代金額を一括して振り込むことを承諾するものとする。
3. 店子加盟店は、海の京都DMOが「海の京都DMO包括代理加盟店登録要領」で定める所定の手数料を海の京都DMOに支払うものとする。
4. 店子加盟店は、海の京都DMOが契約するクレジットカード会社の加盟店規約を遵守するものとする。
5. 店子加盟店が、カード会社が定める加盟店規約の各条項に違背し、または、立替払契約の取消または解除等の事由に該当し、当該信用販売に係るカード会社の立替払が行われなかった場合、その責任は全て店子加盟店に存するものとする。
6. 店子加盟店がクレジットカード会社の加盟店規約に違背したことで海の京都DMOに損害を与えた場合は、店子加盟店はその損害を賠償するものとする。
7. 店子加盟店が海の京都DMO店子加盟店登録要領に定める登録要件のいずれかに該当しなくなった場合は、直ちに店子加盟店への登録が解除されるものとする。

以上

# 海の京都DMOクレジットカード店子加盟店登録要領

## 1 趣 旨

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（以下「海の京都DMO」）は、海の京都地域内のキャッシュレス決済を推進することを目的にクレジットカード会社と包括代理加盟店契約を締結し、海の京都地域内の一般事業者を店子加盟店（以下、「カード加盟店」という。）として登録する。

## 2 登録要件

カード加盟店は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 宿泊業、飲食業、特産品等の販売等の事業活動を遂行する拠点を海の京都地域内に有すること
- (2) 海の京都DMOの地域本部会員（正会員、準会員または賛助会員）であり、当該地域本部から推薦されたものであること。
- (3) 以下の要件のいずれにも合致しないものであること。
  - ① 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるもの。
  - ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの。
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
  - ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるもの。
  - ⑦ 対象事業者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（⑥に該当する場合を除く。）に、海の京都DMOが対象事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず対象事業者がこれに従わなかったとき。

## 3 登録の解除

カード加盟店が前記2.の登録要件のいずれかに該当しなくなった場合は、直ちに登録が解除されるものとする。

## 4 登録等に係る費用

- (1) 登録手数料

1店舗3,000円（消費税別）

なお、同一事業者が複数の店舗を登録する場合は、2店舗目以降は1店舗2,000円（消費税別）とする。

（注）登録手数料はカード加盟店から退会する場合でも返還しない。

## 5 登録申し込み

次の書類を提出する。

### (1) 海の京都DMO店子加盟店登録申込書（様式1）

ア. 海の京都DMO店子加盟店登録申込書（以下「申込書」という）を申込人が加盟している地域本部に提出する。

イ. 地域本部は推薦の可否を決定し、推薦する場合、申込書を海の京都DMO総合企画局に送付する。

### (2) カード会社所定の書類

申込書を海の京都DMO総合企画局が受理した後に案内する。

## 6 問合せ先

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（通称：海の京都DMO）

総合企画局（担当：山口）

京都府京丹後市大宮町口大野 226 京丹後市役所大宮庁舎内

TEL：0772-68-5055 FAX：0772-68-5056 E-mail:info@uminokyoto.jp